

働き方改革推進支援助成金を申請される事業主の方へ

不正受給が判明した場合は 公表を行います！

働き方改革推進支援助成金については、適正な支給を確保する観点から助成金支給後においても交付要綱第12条に定める状況報告により関係書類の提示を求めて調査を行っています。

働き方改革推進支援助成金は、これらの報告にご協力いただくこと等、労働局等が行う審査（申請書や添付書類は支給決定から5年間は保存してください。）にご協力いただくことが支給要件となっています。なお、実地調査は事前連絡なしで行うこともあります。

不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合は、報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページ上で以下の内容を公表しています。

不正受給が判明した場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 助成金の名称、交付決定取消日、不正受給の金額、返還状況
- ・ 不正の内容

を **公表** します。

✕ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して
刑事告訴等を行うこともあります。

●不正受給とは、偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。

●不正受給であることが判明した場合、不正な行為を行った支給申請に係る支給分を含めてそれ以降に支給した助成金は全額返還していただくとともに、すでに支給申請中の助成金は不支給となります。

●上記に加え、不正受給の日から納付の日まで、年利10.95%の割合で計算した加算金を請求します。

●期限までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。

●不正受給を行った場合、以後3年間は、労働保険料および雇用保険料を財源としたすべての助成金を受給できなくなります。



静岡労働局